

都市計画の案がご覧になれます。

豊中市では、大阪府営新千里東住宅の建替え計画に合わせて、地権者である大阪府の協力を得ながら、地区計画の決定に向けた手続きを進めています。

地区計画制度は、建物の用途や高さ、壁面後退や緑化に関する基準など地区の実情に応じた、きめ細かな土地利用のルールを、都市計画法という法律に基づいて定める制度で、これまで「千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」に基づいて進められてきた、まちづくりのルールをより実効性の高いものとするものです。

豊中市では、地区計画制度を活用することで、これまで培われてきた良好な住環境の保全をめざしていききたいと考えており、そのための手続きとして、下記の期間その案を縦覧します。

また、案に対してご意見のある方は意見書を提出することが出来ます。

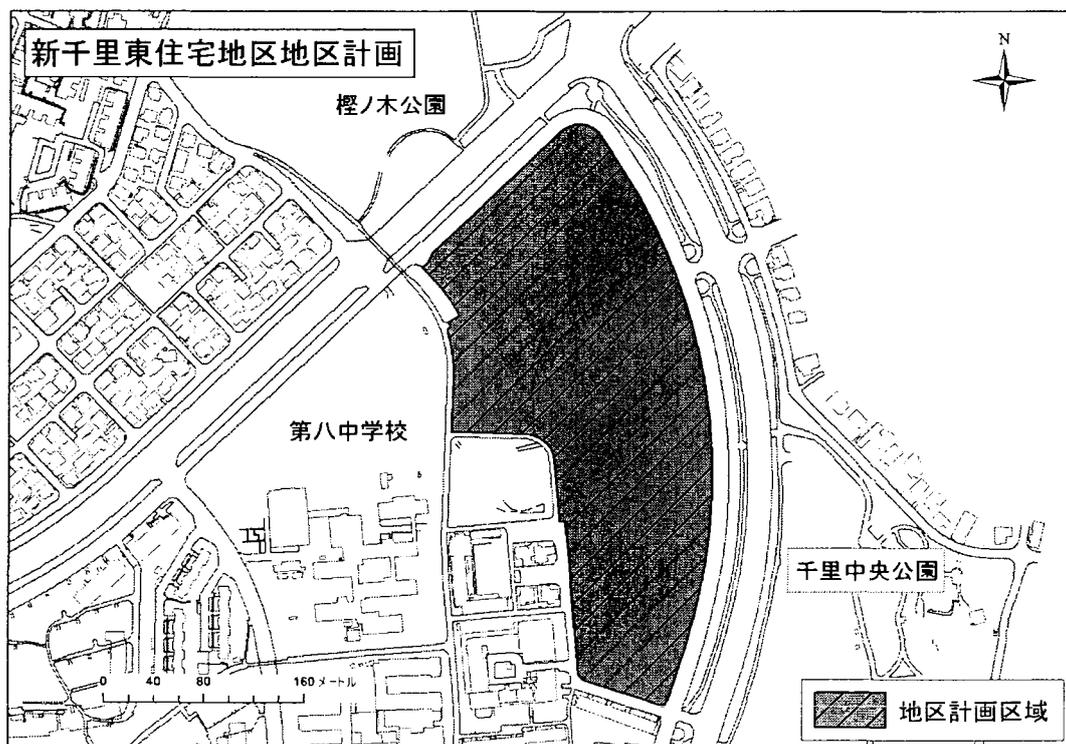
○縦覧期間 平成 20 年 12 月 11 日（木）から 12 月 25 日（木）

○縦覧場所 豊中市役所 第 2 庁舎 4 階 都市計画課窓口

豊中市のホームページからも地区計画の案がご覧になれます。

都市計画に関するページ

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/toshikeikaku/index.html>



お問い合わせ先

豊中市まちづくり推進部都市計画課地域計画係

電話 06(6858)2090